

農業用水路を利用した小水力発電可能性箇所における留意事項

平成 26 年 7 月 18 日 公表 農地整備課
令和 2 年 5 月 29 日一部修正 農地整備課

1 調査条件について

- ① 受益面積 100ha 以上の基幹的な農業用水路、110 系統、約 700km について調査したものです。
- ② 水量と落差から 10kW 以上の発電が見込まれる 465 地点を選定し、その中から候補地として可能性のある地点を把握、集計したものです。
- ③ 本調査で用いた水量は、現場観測ではなく既存資料*から受益面積の案分等で簡易的に算定しており、実際に利用できる水量と異なる場合があります。小水力発電の導入にあたっては、より詳細な調査に基づき実施設計を行う必要があります。
*慣行水利権は、冬期間も同一取水量が確保できるものと仮定
*許可水利権で非かんがい期の取水量が設定されていないものは、かんがい期間中の最も少ない水量で非かんがい期の水量の取水が許可されるものと仮定
- ④ 想定水車形式は簡易的に算定した水量と落差から対応する水車形式を選定しています。
- ⑤ 候補地の中には、建設事業に対し国からの 50%の補助を見込んで採算のとれる地点が含まれています。

2 御留意いただきたいこと

- ① 農業用水路の利用にあたっては、施設を所有する市町村や土地改良区、水利組合等と利用条件等について協議し、同意を得て進めていただく必要があります。
- ② 小水力発電施設の設置にあたっては、「河川法」、「土地改良法」、「電気事業法」等に基づく手続きや財産処分に関する手続きなどが必要です。
- ③ 農業用水路の敷地へ無断で立ち入ることは御遠慮下さい。
- ④ 施設管理者の意向や用地条件等により小水力発電の導入が困難な地点がありますので、ご了承ください。

3 お問い合わせについて

本調査に関するお問い合わせは、農政部農地整備課水利係へお願いします。

農政部農地整備課水利係
電話：026-235-7240（直通）026-232-0111（代表）内線 3150, 3151
FAX：026-233-4069
E-mail：nochi@pref.nagano.lg.jp